

舟橋村告示第4号

住民票の職権消除及び公示送達について

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び同法施行令（昭和42年法令第292号）第12条第1項の規定により、次のとおり住民票を職権で消除したので同条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のあるときは、住民基本台帳法第31条の4の規定により、当該処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に富山県知事に審査請求することができる。

また、この場合においては、異議申立てをすることができる。

令和8年4月1日

舟橋村長 渡 辺 光

1 職権消除した住民票

住 所 富山県中新川郡舟橋村舟橋65番地3
ビレッジハウス舟橋1号棟207号室

氏 名 田中 利幸

生年月日 昭和32年3月10日

2 消除した年月日

令和8年4月1日